

愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)

新旧対照表(案)

原子力災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由								
	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>付録</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>付録</p>									
6	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等</p> <p>別紙1 参照</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等</p> <p>別紙1 参照</p>	原子力災害対策指針の改定								
7	<p>図1 防護措置実施のフロー図の例</p> <p>別紙2 参照</p>	<p>図1 防護措置実施のフロー図の例</p> <p>別紙2 参照</p>	原子力災害対策指針の改定								
23	<p>表3 OILと防護措置について</p> <p>別紙3 参照</p>	<p>表3 OILと防護措置について</p> <p>別紙3 参照</p>	原子力災害対策指針の改定								
28	<p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関（原子力事業者を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	<p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関（原子力事業者を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td> <td>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	表記の整理
機関名	内容										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。										
機関名	内容										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。										

原子力災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																				
28	<p>7 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="226 272 958 432"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、 <u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構	(略)	<p>7 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="1115 272 1944 432"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、<u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、 <u>国立研究開発法人</u> 日本原子力研究開発機構	(略)	表記の整理												
機関名	内容																						
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、 <u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構	(略)																						
機関名	内容																						
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、 <u>国立研究開発法人</u> 日本原子力研究開発機構	(略)																						
29	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="257 587 1037 981"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u>の把握</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u>の把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	(略)	(略)	県	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u> の把握	市町村	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u> の把握	(略)	(略)	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1144 587 1944 981"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u>の把握</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u>の把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	(略)	(略)	県	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u> の把握	市町村	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u> の把握	(略)	(略)	原子力災害対策指針の改定
機関名	主な措置																						
(略)	(略)																						
県	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u> の把握																						
市町村	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>被ばく医療機関</u> の把握																						
(略)	(略)																						
機関名	主な措置																						
(略)	(略)																						
県	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u> の把握																						
市町村	第 2 節 放射線防護資機材等の整備 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 第 4 節 <u>原子力災害に対応する医療機関</u> の把握																						
(略)	(略)																						
30	<p>第 4 節 被ばく医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に被ばく医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</p>	<p>第 4 節 原子力災害に対応する医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に<u>原子力災害に対応する医療機関</u>が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く<u>国立研究開発法人</u>放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）等の県外の<u>原子力災害拠点病院</u>等の連絡先の把握に努めるものとする。</p>	原子力災害対策指針の改定																				

原子力災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																
31	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略) (追加)	(略)	(略)	市町村	(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略)	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略) 第14節 <u>県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略) 第14節 <u>県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u>	(略)	(略)	市町村	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略)	<p>原子力災害対策指針の改定 記載漏れ修正</p> <p>原子力災害対策指針の改定</p>
機関名	主な措置																		
県	(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略) (追加)																		
(略)	(略)																		
市町村	(略) 第8節1 <u>被ばく医療機関の把握</u> (略)																		
機関名	主な措置																		
県	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略) 第14節 <u>県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u>																		
(略)	(略)																		
市町村	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する医療機関の把握</u> (略)																		
34	<p>第8節 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 被ばく医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に<u>被ばく医療機関</u>が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>（千葉市稲毛区）等の県外の<u>被ばく医療機関</u>の連絡先を把握する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 医療総括責任者の配置</p> <p>県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う<u>医療総括責任者</u>をあらかじめ定めておく。</p>	<p>第8節 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 原子力災害に対応する医療機関の把握</p> <p>放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に<u>原子力災害に対応する医療機関</u>が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>（千葉市稲毛区）等の県外の<u>原子力委災害拠点病院等</u>の連絡先を把握する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 原子力災害医療調整官の配置</p> <p>県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う<u>原子力災害医療調整官</u>をあらかじめ定めておく。</p>	<p>原子力災害対策指針の改定</p> <p>原子力災害対策指針の改定</p>																
45	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>第10節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>被ばく医療機関</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>第10節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>原子力災害に対応する医療機関</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>原子力災害対策指針の改定</p>																

原子力災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由								
46	<p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>第14節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第14節 輻輳対策	<p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td> <td>第14節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	第14節 輻輳対策	表記の整理
機関名	主な措置										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第14節 輻輳対策										
機関名	主な措置										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	第14節 輻輳対策										
50	<p>第8節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>被ばく医療機関</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>第8節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>原子力災害拠点病院等</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	原子力災害対策指針の改定								
51	<p>第14節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第14節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	表記の整理								
52	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	第15節 輻輳対策	表記の整理
機関名	主な措置										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策										
機関名	主な措置										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	第15節 輻輳対策										
58	<p>第8節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>被ばく医療機関</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>第8節 医療関係活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる<u>原子力災害拠点病院等</u>に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	原子力災害対策指針の改定								
60	<p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	表記の整理								

原子力災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
66	<p>付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 （略） ・ 広域応援として被災県に派遣される医師等に係る事前調整 （略） ・ 適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</p>	<p>付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 （略） （削除） （略） ・ <u>透明性を確保し</u>適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</p>	<p>原子力災害対策指針の改定 表記の整理</p>

原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

	PAZ(半径30km)※1			UPZ(半径5~30km)			UPZ外(半径30km~)		
	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置
O I 1	原子力事業者 国	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施 【避難】 ・(近)避難の実施	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	・住民等への情報伝達 【避難】 ・(近)避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	-
放射物によるリスクの低減	原子力事業者 国	-	-	-	・国及び自治体へ連絡 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	・住民等への情報伝達 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-
O I 4	原子力事業者 国	-	-	-	・国及び自治体へ連絡 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	・住民等への情報伝達 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-
O I 2	原子力事業者 国	-	-	-	・国及び自治体へ連絡 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	・住民等への情報伝達 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-
O I 6	原子力事業者 国	-	-	-	・国及び自治体へ連絡 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	・住民等への情報伝達 【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-	-	【放射物採取制限】 ・(近)放射物採取制限の実施	-

※1...緊急事態区分の全副都府県においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

原子力事業者、国、地方公共団体が取るべき措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとらざるを得ない。

原子力事業者	PAZ(半径30km)※1			UPZ(半径30km)			UPZ外(半径30km〜)		
	体制整備	情報提供	モニタリング	体制整備	情報提供	モニタリング	体制整備	情報提供	モニタリング
原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1…緊急事態区分の定額緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例

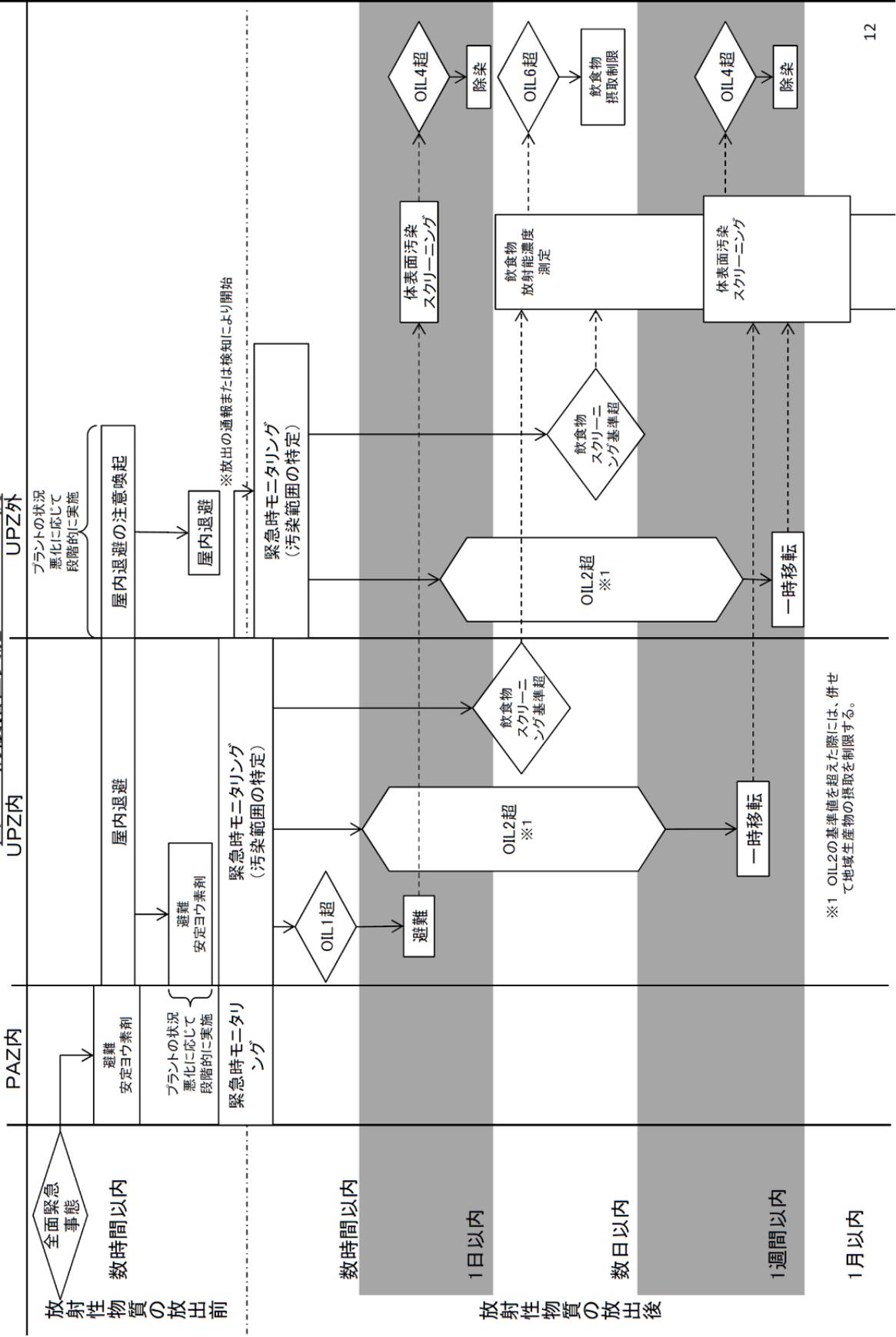


図1 防護措置実施のフローの例

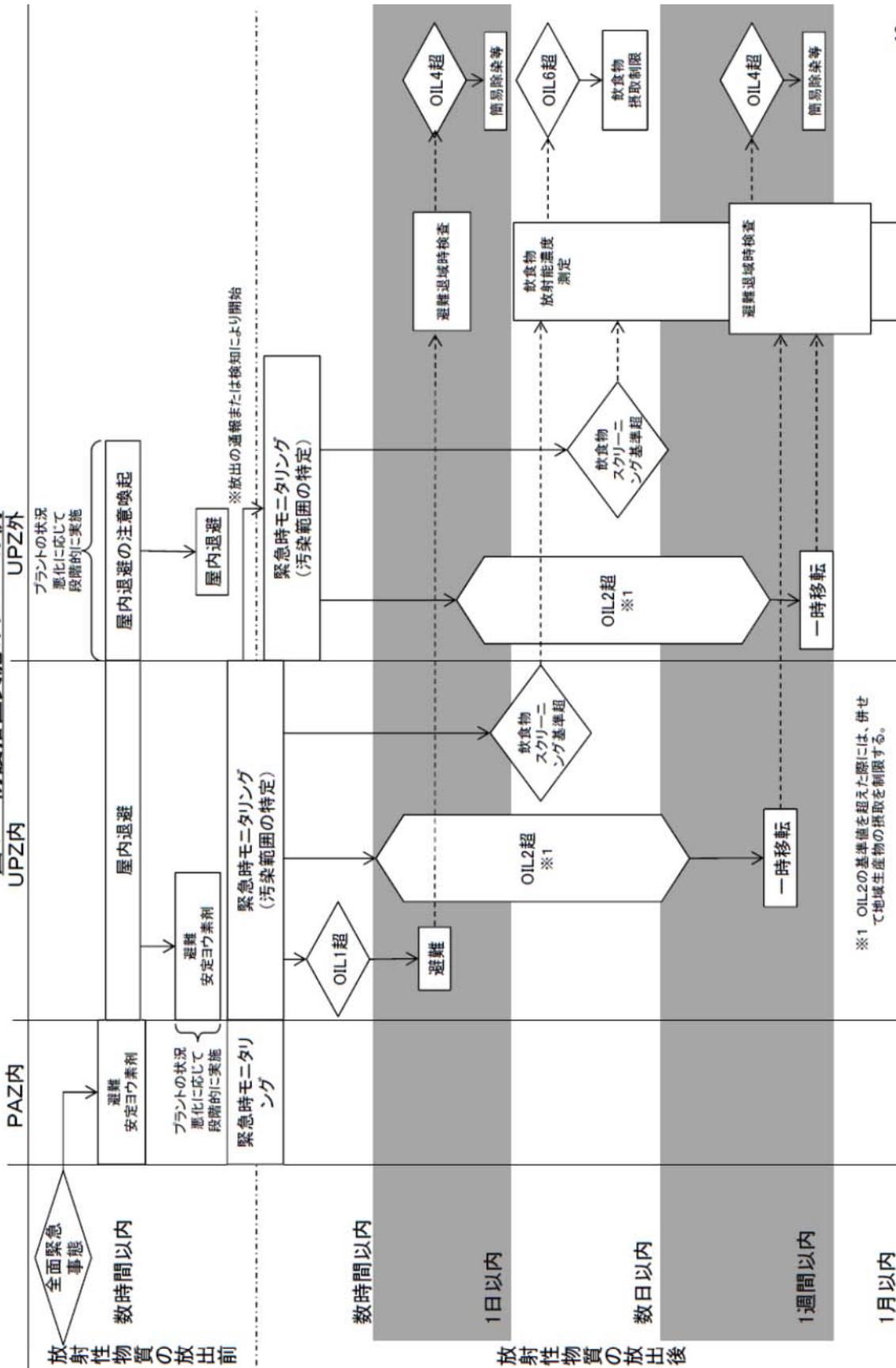


表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8		
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。